

5. 伊丹市高齢者地域見守り協定Q&A

Q1：どのような場合に連絡すれば良いのですか？

A1：業務中などに高齢者などの異変のサインに気がついた場合に連絡します。



◆異変のサイン例

- 新聞や郵便物・宅配不在票が溜まっている。
- 夜間に幾晩も続いて電気がついていない。また、天気の良い日が続いているのに屋内外の電気がつけばなしになっている。
- 雨が降っていたり、夜になってもずっと洗濯物が干したままになっている。
- 天気の良い日が続いているのに雨戸やカーテンが閉めっぱなしになっている。
- 扉は開いているのに、呼びかけても返答がない。
- 汚れた衣服を着ている。また、靴を履いていない。
- 毎日、同じものばかりを大量に購入される。

など

Q2：認知症といわれても良く分かりません。認知症とは、どんな病気ですか？

A2：認知症は脳の障害によっておこる病気です。今いる場所や時間が分からなくなったり、食事を食べたことを忘れる等の記憶力の低下や怒りっぽくなる、頑固になる等の感情変化の症状等が見られます。早期発見・治療、適切なサポートを行うことで、症状が改善することがあります。



Q3：「地域包括支援センター」、「民生委員児童委員」とは？

A3：「地域包括支援センター」とは、身近な地域の拠点として高齢者のさまざまなお困りごとに関する相談窓口です。手助けが必要な高齢者やその家族の状況を把握し、地域における生活の継続や状態の改善のために、介護サービス等の利用のお手伝いをしています。

また、住民の立場にたった相談・援助活動をとおして、地域の福祉の向上に取り組んでいるのが「民生委員児童委員」です。各種相談・援助、ひとり暮らし高齢者の見守りや子育て支援などの活動をしています。

伊丹市社会福祉協議会は、地域包括支援センターや民生委員児童委員と連携・情報交換を図りながら、連絡いただいた内容に対応していきます。



Q4：異変に気づかず見過ごしてしまった場合の責任は問われますか？

A4：異変に気づけなかったからといって責任を問うことはありません。日常業務の範囲内でご協力いただければ結構です。

〇〇伊丹市社会福祉協議会よりご協力のお願い〇〇

伊丹市社会福祉協議会では、「伊丹市高齢者地域見守り協定」を機会に、より地域の見守りや助け合い活動など“住民主体の地域福祉活動”を推進するために、下記の設置に協力をいただける企業・事業者を募集します。ご理解・ご協力の程、よろしくお願いいたします。（問合せは表面参照）

- ◇地域福祉活動を推進するために使われる「赤い羽根共同募金」の募金箱の設置
- ◇ボランティア活動情報誌（VACI）、社協だより（市民活動情報誌）等の広報誌の設置

伊丹市高齢者地域見守り協定

伊丹市地域見守り事業者ネットワーク 活動の手引き



<伊丹市高齢者地域見守り協定イメージイラスト>

社会福祉法人 伊丹市社会福祉協議会

<伊丹市高齢者地域見守り協定に関するお問合せ>

- 伊丹市健康福祉部地域・高年福祉課（市役所 1 階）
TEL (072) 784-8099 FAX (072) 784-8036
- 社会福祉法人 伊丹市社会福祉協議会
〒664-0014 伊丹市広畑3丁目1番地 いたみいきいきプラザ内
TEL (072) 785-0860 FAX (072) 787-6911

※伊丹市地域見守り協定事業者ネットワーク 活動の手引きの発行は、共同募金配分金を充当しています。

1. はじめに

この度は「伊丹市高齢者地域見守り協定」（以下、「地域見守り協定」といいます。）にご協力いただきまして厚くお礼申し上げます。

さて、この手引書は、この地域見守り協定事業のあらましと、事業者の皆様へ活動いただく上で必要なことから簡単にまとめたものです。

つきましては、是非ご一読いただき、これからの活動にお役立ていただきますようお願いいたします。

2. 地域見守り協定とは

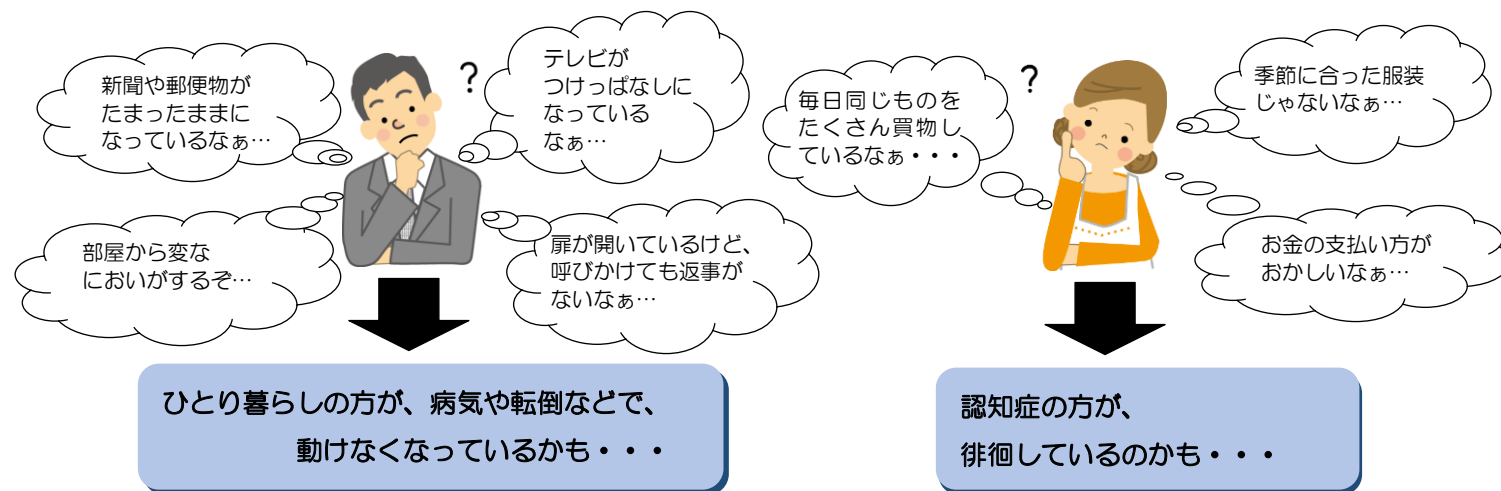
「誰もが住みなれた地域で安心して暮らし続けることができるまち・いたみ」を目指して、住民だけでなく、さまざまな事業者の皆様と連携した見守り活動のネットワークを築くことを目的として「地域見守り協定」を推進します。ご協力いただける企業・事業者を対象に事業者登録をいただき、気になる世帯の発見（安否確認や生活の異変の察知）と連絡をいただくことで、ひとり暮らし高齢者などの見守りネットワークを構築します。

3. ご協力いただきたい内容

（1）業務を通じたひとり暮らし高齢者などの見守り

日常業務の範囲内で、新聞が2～3日溜まっているなど、「あれ？ちょっと様子がおかしいかな？」と気づかれたら、伊丹市社会福祉協議会などへ連絡していただきます。伊丹市社会福祉協議会などは、連絡を受けて関係機関と連携して速やかに対応します。

★こんなサインに気づいたら・・・



（2）「見守り協力事業所」ステッカーの掲示

地域見守り協力事業所であることを市民や地域住民へ周知し、地域見守り活動を推進していただくために、「見守り協力事業所」ステッカーを事業所の見えやすいところに貼付してください。



4. 具体的な流れ

★まず、地域見守り協力事業所として登録をしていただきます。（別紙【様式1】を提出）その際、各事業所や店舗内で、当該事業の担当者（責任者）を決めてください。

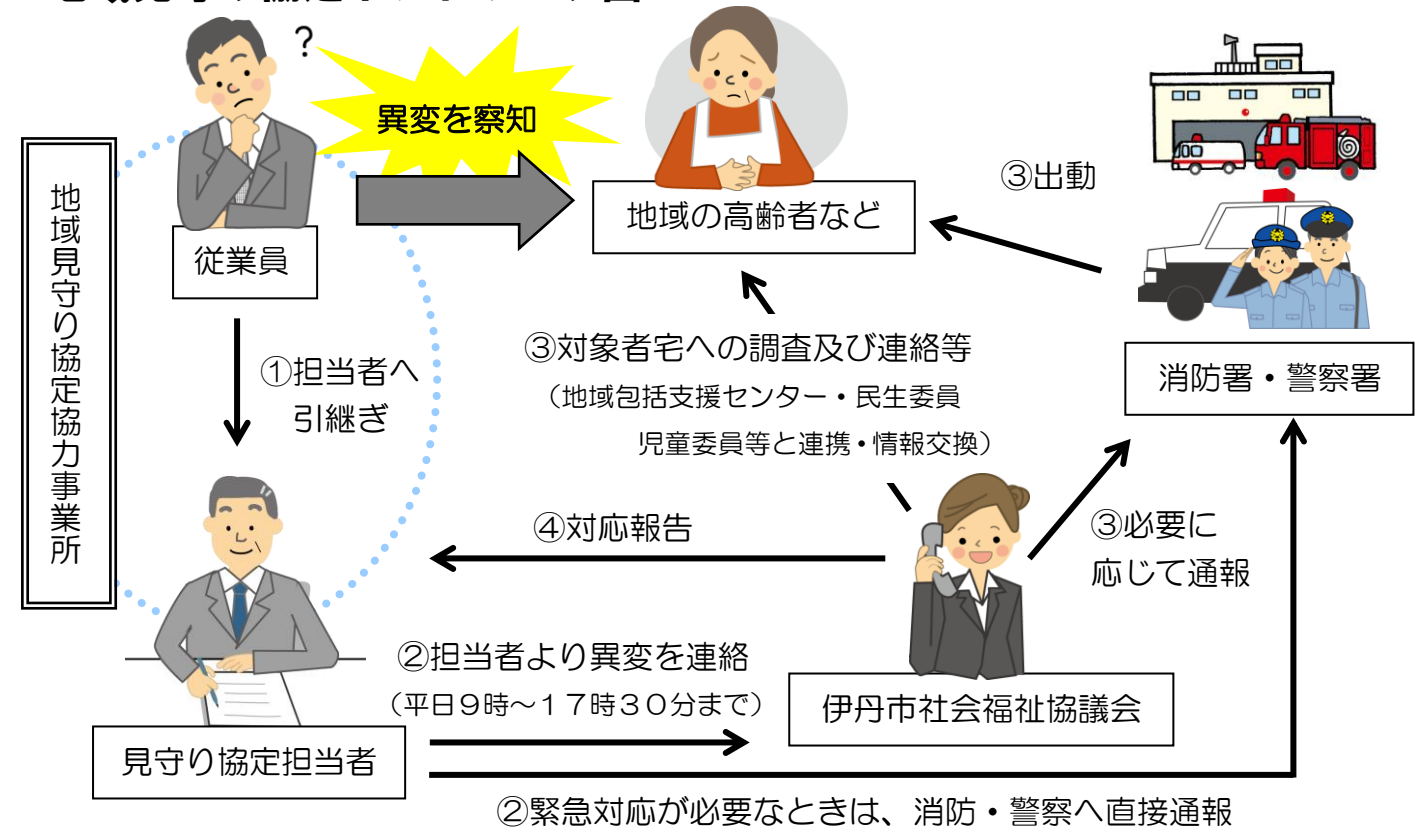
①日常業務において、従業員等が顧客（ひとり暮らし高齢者など）の異変を感じた場合（例えば、新聞が何日も溜まっている、電気やテレビがつけっぱなしになっている、異臭がする等）は、各事業所・店舗の担当者に対象者の情報（氏名、住所等）及び気づかれた内容について引継ぎをおこなってください。（日常業務の範囲内でご協力いただければ結構です。）

②引き継ぎを受けた担当者は、気づかれた状況と時間帯により下記の連絡先にご連絡ください。（従業員からの情報を引き継ぐ際には、別紙【様式2】を情報整理にご活用ください。）

③連絡をいただいた各機関と連携をはかり、対象者宅の調査及び連絡等の対応をさせていただきます。

④対応終了後、担当者へ対応内容についてご報告させていただきます。

<地域見守り協定ネットワーク図>



連絡先 社会福祉法人 伊丹市社会福祉協議会 平日（9時～17時30分まで）

TEL：072-785-0860 **FAX：072-787-6911**

（FAXの場合は、送信前に必ず電話でご連絡下さい。）

緊急対応が必要なとき

※家の外側から、室内で明らかに倒れている姿が確認できるなど、緊急対応を要する場合は、まず救急車（119番）を要請してください。併せて警察署（110番）にも連絡してください。（伊丹市社会福祉協議会への連絡はその後で結構です。）